

## 市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果について

## 1 調査の目的

県内市町村が実施している“保護者を支援する取組”を、家庭教育支援事業、子育て支援事業等いずれの位置づけかにかかわらず幅広く調査し、実態を把握することにより、社会教育としてできる家庭教育支援の検討に役立てる。

## 2 実施時期

調査実施時期：令和元年9月～10月

## 3 調査対象

県内33市町村の「家庭教育支援主管課」および「子育て支援主管課」  
(子育て支援主管課へは、家庭教育支援主管課に転送を依頼)

## 4 回収状況

- ・家庭教育支援主管課 29自治体 (87.9%) 記載事業数：96事業
- ・子育て支援主管課 16自治体 (48.5%) 記載事業数：83事業

## 5 回答内容

## (1) 「家庭教育支援」の計画への位置づけの有無

## ①生涯学習計画と教育に関する計画

(内訳)

生涯学習、教育、両方の計画に位置付け有り	9	27.3%
生涯学習の計画のみに位置付け有り	4	12.1%
教育の計画のみに位置付け有り	12	36.4%
計画への位置付け無し	2	6.1%
計画なし	2	6.1%
未回答	4	12.1%
計	33	

ア 生涯学習計画単独策定(生涯学習の計画と教育の計画の両方が策定されている)	15	両計画に位置付け有り	9	
		生涯学習の計画のみ位置付け有り	4	
		教育の計画のみ位置付け有り	1	
		両計画に位置付け無し	1	
イ 教育に関する計画策定	12	教育の計画への位置付け	有	11
			無	1
ウ 計画なし	2			
未回答	4			
計	33			

※生涯学習の計画には、社会教育の計画を含みます(1自治体)

## ②子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条で、市町村は計画を定めることと規定されている

計画策定有り	16	位置付け有り	15	45.5%
		位置付け無し	1	3.0%
未回答			17	51.5%
計			33	

## (2) 実施事業

### ① 家庭教育支援 (別紙1 別紙2 参照)

- ・半分以上が学習機会の提供 (講演会含む)
- ・学習機会の提供のほか、体験活動、居場所・交流の場の提供、啓発 等
- ・家庭教育支援事業として捉えている範囲が自治体によりかなり異なる (例 おはなし会、ブックスタート 等)
- ・事業の対象家庭は、ほとんどが「すべての家庭」
- ・7割以上が行政主体の事業
- ・連携先としてはPTAが最も多い

### ② 子育て支援 (別紙3 参照)

- ・場の提供や相談事業が多い
- ・対象保護者は、6割以上の事業で、未就学児を持つ保護者
- ・就学後の子どもをもつ保護者を対象としている事業は、「すべての家庭」対象と「支援が必要な家庭」対象とが半々程度
- ・連携先は、民間事業者、NPO、社会福祉法人、任意団体など多様

### (3) 家庭教育支援に関する意見等 (別紙4 参照)

- ・回答のあった自治体のうち、条例制定を検討している自治体はなし。
- ・「家庭教育支援チーム」の組織化を検討しているのは2自治体